

令和8年度事業計画（案）

自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日

（はじめに）

A Iに令和8年度の世界の政治・経済の動向・見通しを尋ねたところ「不確実性の中での適応と新たな均衡」を模索する時期なのだそうです。いつの世も不確実なのは当たり前だと思えるのですが、昨年発足したトランプ政権の存在が、今までの不確実性を超越したものに思わせてくれます。

さて、このところ日本政府は物価上昇を上回る賃金上昇を実現して、デフレ脱却を目指す施策に重点を置いています。人口ボーナス期では難しいことではないのですが、人口オーナス期で実現することは並み大抵のことではありません。構造としては従属人口を生産年齢人口に転換するという至って単純なことで、過去に比べて女性の転換は進んでいます。しかし、年少者や高齢者の大幅な転換となると容易いことではありません。国の政労使会議では適正な価格転嫁によって、企業収益向上と賃上げの好循環を提唱しています。本会も静岡県が主催する地方版政労使会議においてリ・スキリング、多様な働き方、ハラスメント等について提言を行いました。私たち社会保険労務士が、そういった変革に寄与し、社会的使命を果たすために次の重点課題を基に事業計画を立案致しました。会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 行政手続きのデジタル化への対応について

電子申請を始めとした行政機関等のデジタル化への対応を推進する。また、セキュリティ対策の推進に係る事業を検討し、実施する。社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRPII）についても、セキュリティ面の強化の一環として引き続き取得を促進する。

2. 倫理関係について

第9次社労士法改正で、今まで以上に社労士の倫理観・品位が求められると意識しなければならない。連合会のeラーニングで新たに収録された「不適切な情報発信」「労使関係を毀損する行為」そして「助成金の不正受給」に関しては、特にその重要性を周知する。また、各種会議や定時総会時、研修会の開催時等に倫理綱領を唱和することで意識づけを行う。

3. 研修について

中部地域協議会及びそれを構成する各県会・各支部が開催した研修を動画配信等により共有し、また、法改正に関する連合会企画の厚生労働省による研修動画を周知する等会員の皆様が以前より多くの受講機会を得るようにする。そして、法改正に対応する知識や多方面にわたる専門能力の向上を図る。

4. 業務開発について

労働条件審査プロジェクトチームにおいて同審査ツールを開発し、市町に同審査を提案できる体制づくりを行う。また、働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）についても引き続き実施する。

5. 広報関係について

リニューアルしたホームページについて、利活用の一層の拡大を図る。常葉大学講座運営プロジェクトによる講座が始動するが、講義において労働社会保険諸法令の重要性を説くとともに社会保険労務士の存在意義を認知させ、将来の会員数の増加につながることを期待する。対外的発信として、引き続き適切な時期にラジオ出演・CMを流す。

6. 県会組織及び業務の機能強化について

令和7年度から実施した組織・業務のスリム化による効果の検証を行い、必要に応じ改善を行う。デフレの終焉で事業運営費が上昇基調にあり、連合会が会費の引き上げを決めている状況に鑑み、本会も収支が厳しく、かといって未来への投資を疎かにもできないことから引き上げを含めた適正化に知恵を絞っていききたい。また、事務局働きがいプロジェクトの提言を受け、事務局運営の適正化と生産性向上を高めるため、必要な施策を行う。加えて、令和10年に社会保険労務士制度創設60周年を迎えるにあたり、単なる節目としてではなく、持続可能な組織運営を見据えて「百年構想」と銘打ったプロジェクトチームを設置し、記念事業等の検討を行う。

7. 行政機関及び関係団体との交流について

静岡県社会保険労務士政治連盟との連携を強化し、また静岡労働局ほか関係団体との意見交換会等を開催する。神奈川県会との意見交換会は引き続き実施し、他の隣接県へも開催の打診を行う。

1. 各委員会及び部会

(1) 総務委員会

本会の効率的な組織運営、適正な財務管理及び友好的な懇親行事を実施するため、総務・財務・厚生各部会の円滑な運営を図り、意見総括を行う。

① 総務部会

ア. 会則・規程等の見直しを行う。

- ・会の実態に合わせた諸規程の見直し
- ・法改正に伴う諸規程の見直し

イ. 諸規程集の更新管理を行う。また、県会ホームページの会員ページへ最新版が公開されているか確認の徹底を図る。

② 財務部会

ア. 適正な予算編成とその執行状況について精査する。

イ. 会費の納付状況を確認し、滞納者については会費滞納者対応マニュアルに則って対応する。

ウ. 会費滞納者対応マニュアルの内容について協議を継続する。

③ 厚生部会

ア. ボウリング大会、グラウンドゴルフ大会は令和7年度と同様に実施予定。

- ・第29回ボウリング大会

日 時 令和8年7月25日（土）

場 所 プラザアピア静岡

- ・第29回グラウンドゴルフ大会

日 時 令和8年11月7日（土）（予備日：令和8年11月14日（土））

場 所 藤枝総合運動公園

(2) 広報委員会

広報部会、デジタル部会及びホームページプロジェクトの活動を引き続きサポートし、委員会として以下の活動を行う。

ア. Webex、Google Workspace 及び Chatwork の利用状況の確認、活用方法の提言、更新契約に向けての情報収集及び提供を行うとともに、ホームページへの機能の移管等現契約の内容の変更を検討する。

イ. 連合会、中地協の関係会合への参加及び伝達を行う。

ウ. 労働・年金相談センター及びADRセンターと連携して周知・広報活動を実施する。

① デジタル部会

ア. 会員にDX関連の研修や情報提供を実施し、業務効率化に資する事業を実施する。

イ. 会員の県会ホームページ利活用を促すための分析・情報発信を実施する。

② 広報部会

ア. 「会報しずおか」の円滑かつ適時な発行を継続する。

- イ. ホームページ内のニュース&トピックス欄に記事を適時公開し、ホームページ閲覧数の上昇を図る。
- ウ. 出前授業の講師における技術向上等を実現すべく、出前授業の研修会及び経験交流会を実施する。
- エ. SNSを活用した広報手法について検討・試行を行い、社会保険労務士の役割や相談先の効果的な周知方法を検証する。
- オ. 「社労士制度推進月間」（１０月）、「社労士の日」（１２月２日）にあわせて、ラジオ等のマスメディア及び電車内広告等の交通広告を活用し、社会保険労務士の役割や相談先としての認知向上を図るとともに、労務トラブルの未然防止につなげる。

③ ホームページプロジェクト

二次開発として、県会ホームページへの機能改修及び追加を行う。

④ 常葉大学講座運営プロジェクト

常葉大学において、社会保険労務士による「労働法２」の講座を、令和８年９月から令和９年１月までの期間に全１４回、４名の講師により実施し、制度及び社労士の役割を学生に広く周知する。また、令和９年度以降の講座継続に向けた体制の整備を行う。

（３）業務委員会

- ア. 委員会運営細則別表に定める部会の所掌事項及び事業計画を遂行するため、下記の能力開発部会並びに労働条件審査プロジェクトの計画について、部会員及びプロジェクトチームメンバーの調整を行う。
- イ. 県や市町等の自治体やこれらの指定管理者に対する説明・提案のためのツールを活用し、労働条件審査業務の受託を目指した営業活動を推進する。
- ウ. 狭義の労働条件審査業務ばかりでなく、自治体や指定管理者に対する研修等、関連業務の受託も視野に入れて活動する。
- エ. 政治連盟等と連携し、労働条件審査事業に係る取組の窓口を広げるための活動を行う。
- オ. 対外的な情報発信を強化するため、本会ホームページの活用を図る。
- カ. 会員への相談対応及び講師への報酬等については、他の事業における報酬水準等とのバランスを踏まえ、必要に応じて情報収集及び協議を行う。

① 能力開発部会

- ア. 以下の目標を達成するため、連合会が実施する倫理研修会への協力、新入会員研修会の企画・実施を行うとともに、支部から共有された研修の中から、選考により２本を本会指定の研修とする。
 - ・国民のニーズ及び企業の要請に柔軟に対応できるよう、社会保険労務士業務に資する幅広い知識の習得を図る。
 - ・業務に関連する最新の法改正情報を的確に把握することにより、業務対応力及び顧客サービスの向上を図るとともに、労働関連法規に関する専門的知識及び周辺法規の基礎知識を身につけ、社会保険労務士としての資質向上を図る。
 - ・会員の品位保持及び職業倫理の向上を図る。
 - ・新たに本会に入会した会員が業務を遂行するうえで必要な知識の習得を支援するとともに、会員相互の交流を促進する。

- イ. 部会と県下8支部の研修担当者との意見交換の場を設け、研修に関する情報共有並びに指定研修の選考を行う。
- ウ. 中部地域協議会研修事業合同委員会を通じて各県会との連携を図り、必要に応じて、県会が実施する研修動画の共有・提供に努める。

② 労働条件審査プロジェクト

- ア. 審査員の能力向上を目的とした研修会又は勉強会を実施する。
- イ. 労働条件審査を行うための各種ツールの早期完成を目指す。(このうち評価ツールについては、労働条件審査の品質向上及び均質化を図るため、判断基準や運用ルールの整理・共有を行うことも含む)

(4) 非常時災害対策委員会

- ア. 静岡県災害対策士業連絡会との連携強化のための協力を行う。
- イ. 非常時災害対策委員会規程、非常時災害対策本部設置マニュアルの改訂を検討する。
- ウ. 非常時災害発生時の会員に対する対応について検討する。
- エ. 県会HP「災害連絡窓口」を活用した安否確認の立案及び訓練を実施する。

(5) 苦情処理調整委員会

事務局に入った苦情に迅速に対応する。

(6) 綱紀委員会

会長の諮問に応じて会員の処分等にかかる事項について、調査、審議と答申を行う。

(7) 業務監察委員会

会長の諮問に応じて調査審議と答申を行う。また、各委員は社会保険労務士の職業倫理を高めるように自己研鑽に努め、会長からの答申に備える。

(8) 総合労働相談センター

- ア. 他士業合同労働相談会に労働相談員を派遣する。
- イ. 随時企画相談会を複数回実施する。
- ウ. 定例相談会（毎週金曜日）を実施する。
- エ. 労働相談員養成に向けた指定研修を実施する。
- オ. 労働相談員研修会等を実施し、スキルアップをはかる。
- カ. 災害支援員のスキルアップ及び新規相談員登録のための研修を実施する。
- キ. 県会及びADRセンターとの連携を強化する（協議・合同研修の実施）。

(9) 社労士会労働紛争解決センター静岡運営委員会

- ア. あっせん委員候補者の能力向上のための研修会を開催する。
- イ. あっせんを実施する。
- ウ. 広報部会と連携し、センター静岡の広報を行う。
- エ. 県会及び総合労働相談センターと連携し、「あっせん」の利用促進を行う。

オ. あっせん取扱いマニュアル等の関連規程について改定作業を進め、あっせん運営の効率化を図る。

(10) 年金相談センター

- ア. 年金相談員の知識研鑽を目的とした研修を実施する。
- イ. 隔週水曜日に年金相談員を配置し、行政協力によらない県会独自の年金相談会を行う。
- ウ. 医療機関や関係団体へ年金相談員を派遣する。
- エ. 一般向け年金セミナーを実施する。
- オ. 金融機関の要請に基づいて、年金相談員の選出や管理を行う。

2. 業務の改善・資質・能力の向上

(1) 倫理規程の遵守

各種会合、研修会等の機会において倫理綱領・会則・諸規程を遵守するよう周知する。

(2) 業務知識の涵養

社会保険労務士業務の知識とADRについての能力向上のため、各種研修会の内容充実と参加者の拡大に努める。

(3) 社会保険労務士電子証明書等の取得推進

セコム認証サービス「セコムパスポート for G-ID 社会保険労務士電子証明書」及び「G ビズID」への登録・申請の拡大増加に努める。

(4) 業務侵害への対応

社会保険労務士業務の侵害防止について、早期の情報入手に努める。また、社会保険労務士と事務所従事者にネームプレートの着用徹底を図る。

(5) 専門部会への支援・援助

社会保険労務士業務の専門性を高めるため、自主的に活動している人事労務、安全衛生、年金、特定社労士の4専門部会の活動を支援・援助する。

3. 全国社会保険労務士会連合会に関する事業

(1) 社会保険労務士試験事業への協力

令和8年8月に行われる第58回社会保険労務士試験受験者へ受験案内配布等の協力をする。

- ・ 令和8年4月 試験公示・受験案内配布
- ・ 令和8年5月 受験申し込み受付に伴う説明・助言等

(2) 「特定社会保険労務士」の特別研修と試験実施の受験案内配布等の協力

(3) 街角の年金相談センター事業の受託への協力

全国社会保険労務士会連合会が日本年金機構から受託する静岡と沼津の「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター浜松（オフィス）」の業務運営を引き続き行う。

(4) 企業主導型保育施設への労務監査事業の受託への協力

全国社会保険労務士会連合会が受託した企業主導型保育施設の労務監査事業に協力する。

(5) 働き方改革に関する事業

① 医師の働き方改革推進事業への協力

医療機関勤務環境評価センターに、サーベイヤーと審査部会委員を推薦する。

② 働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）への協力

全国社会保険労務士会連合会が受託した働き方改革推進支援事業に協力する。

(6) ビジネスと人権に関する事業

社労士の役割研修上級者編の参加者募集に協力する。

(7) 中部地域協議会関係

ア．会長会・定例会の開催に協力する。

イ．労務管理研修会の参加者募集に協力する。

ウ．北陸三県特別研修会の参加者募集に協力する。

4. 日本年金機構からの受託業務

年金事務所等における指定年金相談窓口等を運営する。

5. 行政等への協力・連絡・その他対外活動

静岡労働局、日本年金機構、全国健康保険協会及び静岡県等と連携を密にし、円滑な業務の推進を図る。

(1) 静岡労働局関係

ア．法改正等について会員へ周知する。

イ．労働保険年度更新業務に協力する。

ウ．労働保険の適用を促進する。

エ．静岡労働局の要請に基づき会員を推薦する。

オ．静岡労働局と意見交換会を開催する。

(2) 日本年金機構関係

ア．健康保険及び厚生年金保険未適用事業所へ適用促進を行う。

イ．法改正等について会員へ周知する。

ウ．各種届出の申請に対する指導を行う。

- エ．地域年金事業運営調整会議委員を推薦する。
- オ．代表年金事務所との２者会議を行う。

(3) 全国健康保険協会関係

- ア．法改正等について会員へ周知する。
- イ．各種届出の申請に対する指導を行う。

(4) 静岡県関係

- ア．静岡県からの要請に基づき、会員を推薦する。
- イ．静岡県との間で連携協定の締結を目指す。

(5) 県内各市町関係

県内各市町との間で連携協定の締結を促進する。

(6) その他

- ア．静岡地方裁判所からの要請に基づき、委員の推薦等の協力をする。
- イ．自治体等からの要請に基づき、委員の推薦等の協力をする。
- ウ．静岡県士業種連絡、静岡県専門事業者団体連絡協議会、その他関係団体の会議に出席等の協力をする。
- エ．連合静岡と連絡協議会を行う等の連携を図る。
- オ．他県会との交流を検討する。
- カ．静岡ＳＲ経営労務センターの活動を支援する。
- キ．政官庁等の行う大会、シンポジウムへ参加する。